

当院で取得している施設基準、加算に係る掲示について

当院で取得している施設基準や、必要に応じて算定させていただく加算のご案内です。

・医療 DX 推進体制整備加算について

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
5. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制によって、令和 6 年 6 月診療分より、初診時に医療 DX 推進体制整備加算を月 1 回に限り算定しております。
ご理解のほど、よろしくお願い致します。

南天診療所

・医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。

南天診療所

・外来後発医薬品使用体制加算について

・当院は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。

・医薬品の供給が不足した場合には、適切に処方変更等の対応ができる体制を整えております。お薬が変更となる場合には、患者さまにご説明いたします。

南天診療所

・一般名処方加算について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています(医療上の必要性がある場合等は除く)。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合がありますこと、あらかじめご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。

南天診療所

・「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

南天診療所

・保険外併用療養費について

当院では、以下の項目について、その該当する患者さまに実費の負担をお願いしています。

保険未加入、予防接種、健康診断

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

南天診療所